

生徒指導に関する規程

(令和4年4月改訂)

兵庫県立山崎高等学校

1 生徒心得

(1) 生活の基本

- ア 高校生の本分をわきまえて勉学に励み、規律と秩序ある高校生活を通して、健全な校風の樹立に努める。
- イ お互いに人格を尊重し、礼儀正しく、常に敬愛の念を持つ。
- ウ 学校を人格形成の場と心得て、高校生としての自覚と品位の形成に努める。

(2) 学校生活

- ア 生徒手帳を必ず携帯する。
- イ 服装は、原則指定のものを着用する。
- ウ 校舎内外の整理整頓を心がけ、常に清潔に保つ。
- エ 校舎校具を大切にし、汚損しない。
- オ 授業中に授業の妨げとなる行為は絶対にしない。
- カ 遅刻・欠席をする場合は、必ず事前に保護者を通じて学校に連絡する。
- キ 遅刻者は職員室において遅刻届を提出し、入室許可を受けた後に入室する。
(各校時の遅刻についても同様である)
- ク 登校後は許可なく校外に出てはならない。
(ア) 登校後、外出が必要な場合は、届け出をして外出許可書の交付を受ける。
(イ) 早退をする場合は、早退届を提出し、許可を受ける。
- ケ 下校時刻以後は許可なく学校に居残ってはならない。下校時刻は、通年、午後 6 時 30 分とし、この時刻までに下校する。(但し、部活動等において特別な場合は下校時間の延長を許可する)
- コ 食堂を利用する場合は、食堂利用心得を遵守する。
- サ 校内での印刷物の配布・ポスターの掲示は、事前に担任・顧問等を通じ生徒指導部に届け出る。
- シ 準備室・倉庫等へは、管理責任教師の許可を得て入室する。
- ス 夜間の外出は避ける。やむをえない場合は必ず保護者の許可を得る。
- セ 保護者に無断で外泊しない。
- ソ 登下校においては、交通規則を守り、交通安全に心がける。また、バス車内では高校生として良識ある態度をとる。(自転車通学については、「4 自転車通学規程」を遵守する)

(3) 禁止事項

- ア 窃盗、賭博、暴力行為、脅迫、喫煙、飲酒等、法令に違反する行為。
- イ 好ましくない飲食店(酒類・ゲームなどを中心とする店)等の出入り。
- ウ 深夜徘徊。(午後 11 時～午前 4 時)
- エ テストの不正行為。
- オ 自転車の傘さし運転、二人乗り運転、無灯火運転、携帯電話、スマートフォン、音響機器の操作運転。
- カ 服装違反。頭髪等の違反。(詳細は「3 服装頭髪規程」に定める)
- キ 器具・施設等の無断使用並びに故意の破損。
- ク 校内での火気・電熱器・ストーブの無許可使用。
- ケ 校内立入禁止区域への侵入。(屋上・非常階段等)
- コ 自動車・単車の運転、免許の取得。(詳細は「6 運転免許取得規程」に定める)
- サ アルバイト。(詳細は「7 アルバイトについて」に定める)
- シ 公職選挙法に触れること。校内での選挙活動。
- ス 学校の秩序を乱し、他人に迷惑をかける行為など、生徒としての本分に違反する行為。

2 賞罰規程

第1条 この規程は、学則第7章第31条、第32条の施行に関して、本校生徒の賞罰について必要な事項を定めることを目的とする。

第2条 校長は、下記の各項に該当する生徒または学級に対し、表彰することができる。

- (1) 他の生徒の模範と認められる行いをした者。
- (2) 在学中、皆出席した者。
- (3) その他、校長が必要と認めた者。

第3条 校長は、下記の各項に該当する生徒に対して、教育上必要があると認めたときは、生徒に懲戒を加えることができる。

- (1) 法令及び学校の諸規則に違反した者。
- (2) 学校の指導または決定事項に違反した者。

第4条 懲戒の方法は、下記の種類とする。

- (1) 退学（ただし、学則第32条3項の場合に限る）
- (2) 停学
- (3) 訓告

3 服装頭髪規程

- (1) 服装は本校指定の服装であること。変形させて着用してはいけない。
- (2) 服装頭髪等の規定は以下のとおりとする。

ア 制服

（冬服）・・・紺色ブレザー

タータンチェックスラックス・タータンチェックスカート

ベスト・セーター（本校指定のもので着用は自由）

白長袖カッターシャツ（左胸に校章、学年色刺繍）

ネクタイ・リボン（学年色）

ネクタイピン（本校指定のもので着用は自由）

ベルト（黒・紺・茶色等を基調としたものとし、スラックス着用時は必ず使用する。異常に細いものやエナメル加工などのものは禁止する。）

白・黒・灰・紺色ソックス（ワンポイントは可）※ルーズソックスは禁止
ストッキング（ベージュ）・黒タイツ

（合服）・・・冬服の規定から、ブレザーをとった服装。

ベスト・セーター・白長袖カッターシャツ着用時は、ネクタイ、リボンの着用は自由（第一ボタンのみ開放可）

（夏服）・・・タータンチェックスラックス・タータンチェックスカート

白半袖カッターシャツ（冬服の規定と同じ）白半袖ブラウス

ベルト（冬服の規定と同じ）

白・黒・灰・紺色ソックス（冬服の規定と同じ）

注意事項（ア） スラックスは3種類の形体から選択し着用する。

（イ） スラックス着用時はネクタイを、スカート着用時はネクタイかリボンを選択し着用する。

（ウ） 夏服の白半袖ブラウスは、スカート着用時のみ着用する。

イ 通学靴……………ローファー（黒、ヒール高3cm未満）

ウ 運動靴……………本校指定のもの

エ 体育館用靴……………本校指定のもの

オ 実習服……………本校指定のもの

(3) その他

ア 各服装の着用期間は、気候に応じて設定する。

イ 特別な事情で服装内容の変更を求める場合は、担任に報告すること。

ウ カッターシャツの色は、本校指定のオフホワイトシャツとする。ただし、中学からの継続使用を希望する者（白色でレギュラータイプに限る）は、1学年の1学期期間のみ、その着用を認める。夏季休業以降の使用は、左胸に校章の刺繍を入れ着用すること。新規に購入した場合は、上記の項の対象とならず、必ず指定のものを購入すること。

4 自転車通学規程

第1条 自転車通学を希望する生徒は、事前に自転車通学許可願を提出し、許可を得なければならない。また、自転車通学を許可された生徒は、学校の発行する自転車鑑札を購入し、所定の位置（反射板の上、又は下）に貼付した上で使用しなければならない。

第2条 自転車通学に当たっては、次のことを守らなければならない。

(1) 交通道德を遵守し、山崎高校生としての自覚を持つこと。

(2) 一列励行に努め、二人乗り・傘さし運転・無灯火・携帯電話・スマートフォン・音響機器等を操作しながら運転をしないこと。

(3) 安全面から、変形ハンドル・荷台のないもの・両立スタンドでないものは使用しないこと。

(4) 校内では所定の位置（学年の自転車置場）に整頓して置くこと。

(5) 雨天時にはカッパを着用すること。

(6) 自転車の改造や、危険運転をしないこと。

(7) 自転車損害賠償保険に必ず加入すること。

第3条 本規程に違反した場合には、自転車通学の許可を取り消す場合がある。

5 生徒下宿規程

第1条 本校の生徒は自宅通学を原則とする。ただし、下宿を希望するものは、学校に届けること。

第2条 下宿先は生徒の保護者及び保証人が責任をもって選定すること。

第3条 下宿生は家庭を離れた生活を自覚し、高校生の本分をわきまえ、下宿細則を守り、節度ある生活に努めること。また社会の一員としてルールを守り健康的で明るい生活を送るように努めること。

6 運転免許取得規程

満16歳以上の高校生が免許を取得し、単車に乗ることは法的に認められているが、単車による事故は、直接自他の生命に関わる大きな問題となる。このことから、兵庫県下の高等学校においては、『乗らない』『免許を取らない』『買わない』の「三ない運動」を実施しており、自他の生命を尊重する立場から本校でも、単車を含む自動車運転免許の取得を禁止している。但し、3年生については、進路状況に応じて、自動車教習所への入所を認める。

第1条 いかなる場合も在学中（卒業認定の前日まで）に運転免許を取得（運転）することを禁止する。

第2条 3年生で、かつ進路が内定している場合には、下記の手順で、自動車学校への入所を認める。

(1) 手順

ア 「自動車教習所への入所許可願」を提出する。

イ 認められた場合、校長の許可書を発行する。

ウ 許可を得たものは、2月1日以降自動車学校への入所（ガイダンス講習を含む）を認める。

ただし、就職・公務員内定者は、2学期期末考査以降の入所を認める。

(2) 注意

- ア 理由のいかんを問わず、学校の欠席、授業の欠課は認めない。
- イ 成績不振（欠点保有）の者は、入所を認めない。
- ウ 公安委員会の実施する免許試験へは、卒業認定の日（3月1日）以降の受験を認める。

7 アルバイトについて

アルバイトは原則禁止とする。（早朝の新聞配達・牛乳配達も含む）ただし、下記の場合は申請を受け審議し認めることがある。

- (1) 経済的理由
- (2) 家庭事情（育児放棄等により、アルバイトをしなければ学業が行えない場合など）
- (3) 3年生の就職公務員内定者は冬季休業中のアルバイトを認める。
- (4) 3年生の2月からのアルバイトは申請制で認める。
- (5) 年末年始の郵政事業株式会社・神社の巫女・駐車場係のアルバイトについては、経済的理由にかかわらず認める。
- (6) 成績不振の者は、いかなる場合もアルバイトを認めない。
- (7) 職種については、深夜、酒席の接待など高校生としてふさわしくないアルバイトは認めない。
- (8) その他、学校生活に支障をきたす場合は認めない。

8 生徒会規約

第1章 総則

第1条 本会は兵庫県立山崎高等学校生徒会と称する。

第2条 本会は兵庫県立山崎高等学校の全生徒を会員とする。

第3条 本会は会員相互の人格を尊重し、校内生活の社会秩序を保ち、教養ある社会人への完成を図る目的とする。

第4条 本会は前条の目的を達成するために次の事を行う

- (1) 校風の振興
- (2) 自治精神に基づく学校生活の明朗化
- (3) 会員相互の人格向上、並びに親睦を図るための体育、文化の諸活動
- (4) その他本会の目的を達成するために必要な事項

第2章 組織

第5条 本会は第3条の目的を達成するために次の機関を置く。

- (1) 総会とは、全生徒をもって構成し、会運営に関する最高の決議機関である。但し本会議における協議の決定は全生徒の投票によるものとする。
- (2) 運営委員会 会長をたすけて、各担当の任務を行う。
 - ア 生活委員会 イ 美化委員会 ウ 保健委員会 エ 文化委員会 オ 図書委員会
 - カ 体育委員会 キ 地域貢献・広報委員会 ク 放送委員会 ケ その他臨時の特別委員会
- (3) 会計監査委員会・・・会計経理に関する事柄を監督監査する。
- (4) 学年ホームルーム委員会・・・各学年のホームルーム運営のための委員長・副委員長間の連絡調整を行う。
- (5) 部長会・・・各部運営のための連絡調整を行う。

第3章 役員

第6条 本会に次の役員をおき、定数および任務は次の通りとする。

- (1) 生徒会長 1名 本会を代表し会務を総理する。

- | | | |
|----------------|------|-----------------------------------|
| (2) 副会長 | 1名 | 会長を補佐し会長事故あるときはその職務を代行する。 |
| (3) 書記 | 1名 | 諸会議の議事を記録し、且つ、庶務に従事する。 |
| (4) 会計 | 1名 | 学校会計係と協力し本会の会計事務を行う。 |
| (5) 生活担当 | 1名 | |
| (6) 美化担当 | 1名 | |
| (7) 保健担当 | 1名 | |
| (8) 文化担当 | 1名 | |
| (9) 図書担当 | 1名 | |
| (10) 体育担当 | 1名 | |
| (11) 地域貢献・広報担当 | 1名 | |
| (12) 放送担当 | 1名 | |
| (13) 会計監査委員 | 3名 | 各クラス委員長から選出 |
| (14) 運営委員 | | |
| ア 生活委員 | (1名) | 会員の生活に関する事柄を取り扱う。 |
| イ 美化委員 | (2名) | 校内の美化に関する事柄を取り扱う。 |
| ウ 保健委員 | (2名) | 会員の保健に関する事柄を取り扱う。 |
| エ 文化委員 | (2名) | 文化の行事の運営に関する事柄を取り扱う。 |
| オ 図書委員 | (2名) | 図書館の運営に関する事柄を取り扱う。 |
| カ 体育委員 | (2名) | 体育行事の運営に関する事柄を取り扱う。 |
| キ 地域貢献・広報委員 | (2名) | |
| ケ 放送委員 | (1名) | |
| コ その他臨時特別委員 | | |
| (15) 委員長・副委員長 | 各1名 | 各ホームルームの運営に関する事柄を取り扱う。集会の運営を取り扱う。 |
| (16) 各部部長 | 各部1名 | 各部の運営に関する事柄を取り扱う。 |
- 第7条 第6条の役員の任期は1ヵ年とする。ただし第(1)項より第(12)項までの役員の任期は7月1日より翌年6月30日までとする。第(13)項以下の役員の任期は原則として4月より翌年3月末までとする。
- 第8条 役員に欠員ができた場合は補充する。この場合の任期は前任者の残任期間とする。
- 第9条 役員選出の方法は次の通りである。
- (1) 生徒会長・副会長・書記・会計・生活担当・美化担当・保健担当・文化担当・体育担当・地域貢献・広報担当・放送担当は全会員中より全会員の直接選挙によって選出する。
 - (2) 会計監査委員は2年の委員長より選出する。
 - (3) 選挙管理委員会は2年の副委員長がこれに当り、委員長・書記を互選する。
 - (4) 各運営委員は各ホームルームで選挙により選出する。
 - (5) 各部部長は各部で選出する。

第4章 会議

第10条 総会は4月に開く。但し生徒会長または全会員の4分の1以上の要求があれば臨時にこれを開くことができる。

2 運営委員会は生徒会長各委員長の要求により、あるいは構成委員の4分の1以上が必要と認めた場合随時開くことができる。

3 ホームルーム各種委員会・部長会は必要に応じて開く。

第11条 各会議は構成人員の3分の2未満の出席では成立せず、議決は出席者の過半数の同意を必要とする。但し3学期以降においては特別の場合を除き3年の出欠は自由とする。その場合1・2年の議員の3分の2以上の出席を必要とする。

第12条 総会の議長は委員長の互選とする。

2 各運営委員会の委員長・副委員長・書記は各運営委員の互選とする。

第13条 生徒会活動における各会合においてその秩序を乱した者に対しては主催者または生徒会の風紀を取り締まる者はこれに退場を命ずることができる。

第5章 ホームルーム

第14条 本会は学校の教育計画に基づいて行われる各ホームルームをその活動の基盤とする。

第15条 ホームルームは全員の選挙により委員長・副委員長各1名、生活委員・放送委員各1名および運営委員各2名を選出する。ただし、各クラスの人数状況により運営委員2名を1名に減じることを可能とする。

第16条 委員長、副委員長は活動計画を立案し、前条の各委員と協力してホームルームの運営にあたる。

第6章 部活動

第17条 本会は会員に望ましい趣味と能力を発達させるために部を置く。但し、部の種類は生徒総会の決議により増減することができる。

第18条 各部には部長1名、副部長1名、会計1名を置く。部長は部の代表者となり、部活動を統御し、所属部の運営を図る。副部長は部長を補佐し、部長に事故あるときはその職務を代行する。会計は部の会計にあたる。1年経過後部員数0の場合は廃部、定員に満たない場合は同好会とする。

第19条 各部は他校及び外部団体と関連を持つ場合は顧問教員経由の上校長の承認を受けねばならない。

第20条 会員は自己の趣味に応じ2つ以上の部に加入することができる。所属部の変更については1年間は認められない。但し、やむを得ない場合入部および退部届を提出し顧問教員の許可を受けること。

第7章 会計

第21条 本会の経費は会員の会費および寄付金で支弁する。

第22条 生徒会長は各運営委員会、各部その他より提出する年間行事計画に基づく予定経費要求書により翌年度予算案を作成し生徒総会に提出しなければならない。

第23条 会計監査委員は生徒会長より会計についての報告を監査する。

第24条 本会の予算および決算は、総会において承認を求める。

第25条 生徒会の会計に関してはすべて関係顧問教員の指導を受けなければならない。

第26条 各部において部費の必要がある場合には徴収することができる。

第27条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第28条 本会の会計（代表）は教頭とする。

第8章 顧問

第29条 本会の目的達成のため教員中より校長が顧問を委託する。

第30条 顧問を本会および各運営委員会ならびに各部に1名以上おく。

第31条 顧問は関係委員会ならびに部の運営について指導助言する。

第9章 改正

第32条 本会の規約改正は総会の過半数の賛成を必要とする。

第10章 承認

第33条 本会の決議事項その他一切の生徒活動はすべて校長の承認をえなければならない。

第11章 附則

第34条 本会の運営については別に細則を設けることができる。

第35条 本規約は昭和38年9月1日より施行する。令和4年4月1日に改定。

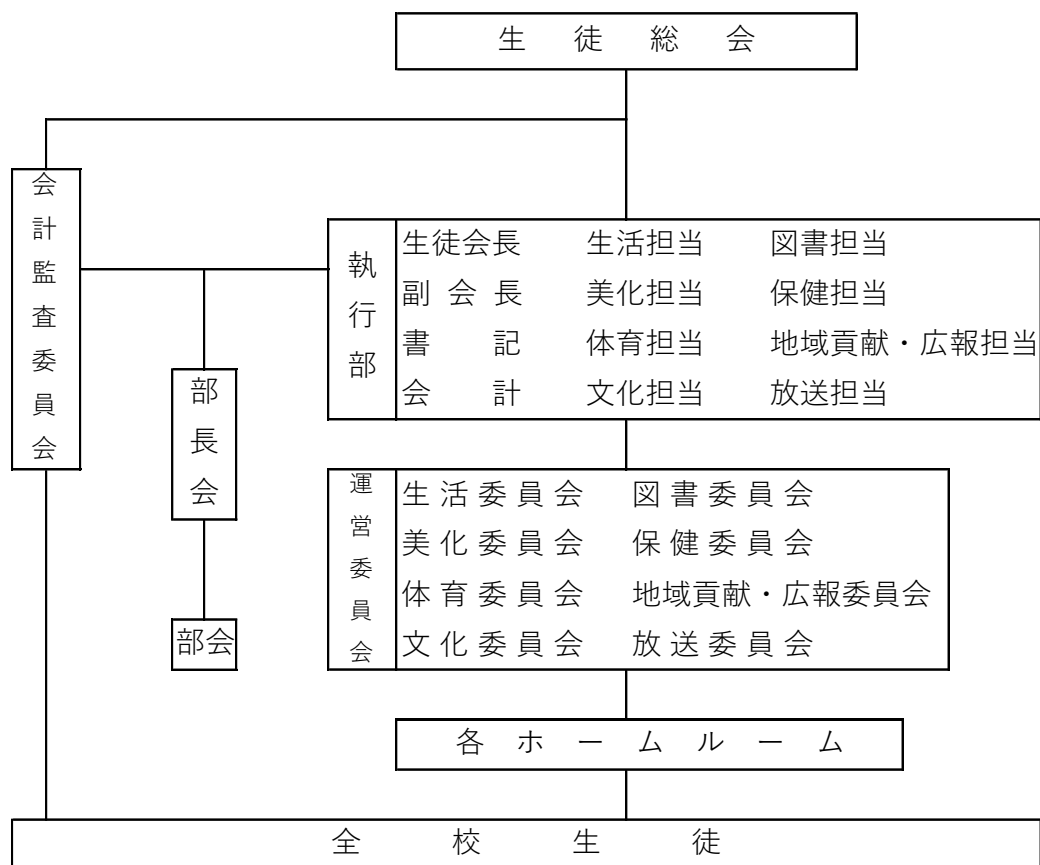
〔付表1：部の種類〕

文化部・・・華道、写真、箏曲、科学、吹奏楽、美術、茶道、家庭、演劇、アート

運動部・・・バレーボール（男・女）、バスケットボール（男・女）、卓球
ソフトボール（男・女）、野球、剣道、柔道、陸上競技
水泳、ソフトテニス（男・女）、サッカー、バドミントン

同好会・・・音楽、E S S

〔付表 2：生徒会組織〕



9 生徒会弔慰規程

第1条 生徒またはその家族に関しては、次の弔慰料をおくる。

- (1) 本人の死亡に際しては、協議する。
- (2) 保護者の死亡に関しては、10,000 円の香料をおくる。
- (3) 本人が1週間以上病欠欠席をした場合は或いは入院した場合見舞金 2,000 円をおくる。ただし校則違反による場合は考慮する。

第2条 職員またはその家族に関しては次の弔慰料をおくる。

- (1) 本人の死亡に際しては香料 10,000 円と花・供物をおくる。
- (2) 配偶者の死亡に際しては香料 5,000 円をおくる。
- (3) 親の死亡に際しては香料 5,000 円をおくる。
- (4) 子女の死亡に際しては香料 3,000 円をおくる。

10 部活動規程

(活動の基本)

第1条 部活動については、本規程及び体育館・運動場・プール・部室等の諸規定並びにその他の諸規定を守らなければならない。

2 前項の規定に違反した場合には、当該部の活動を禁止することができる。

(構成)

第2条 各部は、部員登録をした者をもって構成する。

2 部員登録は、原則として年度当初とし、入部は2つ以内とする。ただし、2つの運動部に入部することはできない。

3 所属部の変更は、1年間は認めない。ただし、やむを得ぬ理由により変更する場合には、退部入部届を提出し、各部顧問の許可を得なければならない。

(役員)

第3条 各部には、部長1名・副部長1名・会計1名をおく。

(活動費)

第4条 活動費は、生徒会支出金及び部員徴収金により賄う。生徒会支出金は、生徒会会計運用規程により支払われる。なお、部費の徴収は必要最小限にとどめ、多額にならぬこと。

(部活動の制限等)

第5条 部活動は、学校の定める下校時刻に間にあうよう終了しなければならない。ただし、公式試合等を控えている場合は、承認を得て1時間目途の部活動延長を認めることができる。

(顧問が必ずつくこと)

2 定期考査1週間前から考査終了時までは、原則部活動を禁止する。ただし、考査1週間前及び考査期間中は、特別な場合のみ、平日1時間以内、土・日・祝日3時間以内の活動を認める。なお、許可を得た部活動の完全下校時間は、6時間授業時は17:00、7時間授業時は18:00とする。また、その期間も平日及び土日等の休業日にそれぞれ1日以上 of 休養日を設定すること。(顧問が必ずつくこと)

(合宿活動区域及び合宿)

第6条 活動区域は、西播磨地区を中心とし、県外の活動は、原則として禁止する。ただし、行事内容等を検討の上、当該部の活動上必要不可欠と認められる時は県外活動を許可する。その場合でも、近隣府県で、かつ宿泊を伴う場合は3泊4日以内であること。

2 合宿等宿泊を伴う活動は、原則として年2回以内で、1回につき3泊4日以内とする。

(登録)

第7条 高等学校体育連盟への加盟手続は、部活動代表が行う。各部門別登録の手続は、各部顧問が行う。

第8条 高等学校文化連盟への加盟手続は、部活動代表が行う。各部門別登録の手続は、各部顧問が行う。

附則1 第1条2項の措置については、生徒指導部長・部活動代表・当該部顧問が協議し、実施する。

附則2 第5条1項2項に係る部活動延長の届け出は、「下校時刻延長願」による。考査前日まで及び考査期間中の活動の届け出は「部活動願」による。第5条2項の「特別な場合」とは、運動部については公式試合、文化部については公式発表会が考査終了後2週間以内に控えている場合をさす。

附則3 第6条の公式・練習試合等、校外活動の届け出は、「生徒派遣許可願」による。ただし、合宿等宿泊を伴う行事、又は、県外活動等特別な行事の許可願には、必ず保護者宛の文書を添付すること。

附則4 第6条1項のただし書き以下については生徒指導部長・部活動代表が協議する。

附則5 校内で行われる行事の届け出は、「行事許可願」による。ただし、宿泊を伴うものについては、3号ただし書きに同じ。

11 部室使用規程

第1条 部室にかかわる統括責任者は、部活動代表とする。

第2条 部室の管理については、各部顧問が指導するものとする。

第3条 部室の使用が不適當と思われる部に対して、使用を禁止することができる。

第4条 部室は部活動及びクラブ活動に使用する。この目的以外の使用は認めない。

第5条 部室の使用については、次のことを守らなければならない。

- (1) 使用時以外は必ず消灯し、施錠すること。
- (2) 火気の使用は禁止する。
- (3) 常に清掃を行い、整理整頓に心がけること。
- (4) 部室の使用については、統括責任者及び顧問の指導に従うこと。
- (5) 部員以外の者を入れないこと。

第6条 鍵の管理は、統括責任者及び各部の顧問において責任をもって行う。

附則1 部員及び同好会が、活動の場として、校舎の一部の使用を認められている場合でも、上記の規定を準用する。その際、当該施設の統括責任者の指示に従わなければならない。

附則2 第3条の措置については、生徒指導部長・部活動代表・当該顧問が協議し、実施する。

12 学校食堂利用心得

1 食堂の利用時間を厳守すること。

- (1) 利用時間は休憩時間、昼食時、及び放課後とする。
- (2) 自動販売機の利用は、休憩時間、昼食時、及び放課後とする。

2 食堂利用はすべてセルフサービスとする。

- (1) 食器類は丁寧に取扱い、整理整頓に務め食堂外に持ち出さないこと。食べ終わった後は必ず指示に従って返却すること。
- (2) ジュース類（自動販売機のものを含む）、アイスクリーム、及びパンは食堂で飲食し、他所への持ち出しを慎むとともに、容器類の片付けに留意すること。（ペットボトルの飲料のみ、教室に持ち込可）外にある自動販売機を利用するときは片付けに留意すること。

3 食堂に入るときは、必ず専用スリッパに履きかえること。

4 衛生面には特に注意を払い、手洗いの励行に努めること。

5 互譲の精神で行動し、場所の占拠等は慎むこと。

6 食堂内では職員や従業員の指示に従い、自覚ある行動をとること。

13 所在地

この団体を次の所在地に置く。 兵庫県宍粟市山崎町加生340

14 設立年月日

本会の設立年月日は昭和38年9月1日とする。